# 第92回 佐賀県原子力環境安全連絡協議会 資料 5-3

# 玄海原子力発電所における作業員の負傷について

2021年8月4日九州電力株式会社

# 目 次

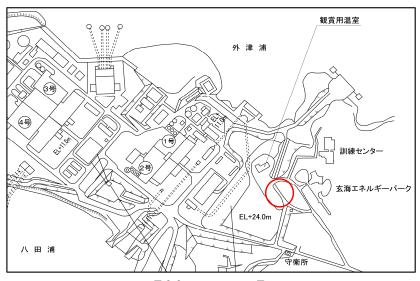
- 1. はじめに
- 2. 事象概要
- 3. 推定原因
- 4. 再発防止対策
- 5. おわりに

# 1. はじめに

- 〇 本年1月24日(日)、玄海原子力発電所構内の道路舗装工事において、請負会社 社員が、アスファルトを締固めるローラー車(10t)(以後、「ローラー車」という。)と接 触する労働災害が発生しました。
- 本日は、発生の状況及び原因と対策について、ご説明させていただきます。

## 2. 事象概要

本年1月24日(日)、玄海原子力発電所構内の道路舗装工事において、アスファルトを締固めるローラー車が後進を開始したところ、工事状況を撮影するために道路内(ローラー車後方)に立ち入った請負会社社員1名と接触し、左足を負傷した。



【被災場所】



【作業状況】



【被災状況(再現)】

### 3. 推定原因

#### 【作業前】

#### [危険予知活動(KY)]

・当日のKY活動において「作業時重機に近づかない」ことを挙げていたものの、 起こり得る事故や禁止すべき具体的な危険行為を作業者全員で共有しておらず、 注意喚起が不十分であった。

#### 【作業中】

#### [被災者の意識]

・被災者は、ローラー車のエンジンはかかっていたものの、すぐに作業が始まらないと思い込んだ。

#### [ローラー運転手の確認]

ローラー車の運転手は、後進する前に、後方をミラーによる確認と半身になって 直接目視にて確認を行ったが、被災者に気づかず接触を回避できなかった。

#### 【教育面】

#### 「被災者の経験]

被災者は、現場経験が4年あったものの、まだ若手であり危険を十分に予測できず、不安全な行動をとってしまった。

## 4. 再発防止対策

#### 【作業前の取組み】

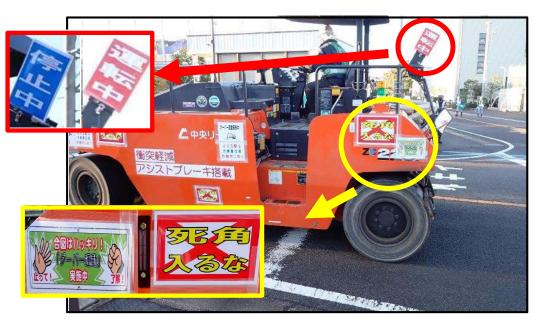
- 〇ローラー車に近づかないことの徹底
- 〇作業前の安全意識の徹底

#### 【作業中の取組み】

- 〇近づかざるを得ない作業が生じた場合の対策の徹底
- ○監視員の増置による監視体制の強化
- ○運転手による死角の確認及び立入制限の徹底

#### 【教育面】

〇安全意識の醸成、教育の徹底



【ローラー車に近づかないことの徹底】

# 5. おわりに

当社は、再発防止対策に徹底して取り組み、今後とも、 安全を最優先に工事や作業に取り組み、労働災害防止に努 めてまいります。